

第3回 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会

日時：令和2年10月29日（木）

午後2時～

場所：本庁舎2階大会議室

- | |
|----------------------|
| 1. 開会 |
| 2. 議題 |
| (1) 計画の素案について（資料1～3） |
| (2) その他 |
| 3. 閉会 |

| | |
|-----|--|
| 出席者 | 富島 喜揮 淡河 洋一 八木 宏暢 藤井 正和 津山 京子 香川 光廣 横田 浩基 別府 健二 大林 セツ 河崎 春海 川田 恵子 石橋美恵子 森 亮治 長町健一郎 小松明友美 猪熊 輝子 土生 奈加 事務局 |
| 欠席者 | なし |

○事務局 ただいまより、第3回坂出市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定協議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは議事に先立ちまして、お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。会議次第、座席表、次回協議会の案内通知となっております。また資料1（計画の素案）、資料2、資料3につきましては、事前に送付させていただいております。よろしいでしょうか。それではここからの議事進行につきましては、富島会長に議長をお願いしたいと思います。富島会長、よろしくをお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、設置要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行されますよう議員の皆様のご協力、お願いいたします。

議事に先立ち、事務局より事務連絡がありますので、事務局の説明を求めます。お願いいたします。

○事務局 本日の協議会でも第1回、第2回と同様に、対人距離の確保、受付に消毒液を配置するなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策を取っております。また、これより以降の議事の進行の中で、資料の説明を端的に説明するよう務めることで、会議時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。ご了承いただきますようお願いいたします。

各委員の皆様方におかれましては、飛沫感染防止の意味もこめまして、ワイヤレスマイクを使用して発言していただくようになりますが、発言ごとに職員がマイクの消毒、及び拭き上げを行うことに関して、ご了承いただきますとともに、会議室入室時の手指の消毒や咳エチケットの徹底、マスクの着用等について、ご協力いただきますようお願いいたします。また、会の中で、適宜休憩をはさんで、窓の開放、空気の入替え等を行ってまいりたいと思いますので、こちらに関しましても、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。

○会長 了解しました。それでは議事に戻ります。では議題1「計画の素案について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 素案の説明をさせていただきます。説明に先立ちまして資料の訂正がございます。資料1をご用意ください。2枚めくっていただきまして、まず1点目、1ページの右側になります。用語の解説のところ、共働の表記について説明をしているところの1行目、「市民・民間事業者・行政棟」となっておりますが、正しくは等しいという字の「等」であります。

次に12ページをお開きください。「(2)療育手帳所持者の状況」の3行目、「年齢別に見ると、18歳未満は2程度」となっておりますが、正しくは「2割程度」でございます。

次に16ページをお開きください。「(2)特別支援学級・特別支援学校の状況」の5行目、

「特別支援学校在籍児童数は 60 人前後で推移しています」とあります。17 ページの一番下の表、最下段の表で説明している一文となりますが、表の状況より「60 人程度」に訂正いたします。

次に 43 ページをお開きください。図表 33、「近所付き合いの頻度」とありますが、その上に書かれております質問文との整合を合わせるため、「近所付き合いの程度」に合わせます。資料 1 の訂正は以上です。

続きまして、資料 2 をご用意ください。「施策展開 1 理解と交流の促進」とあります。資料 1 と対応するように、今回ご用意したものでございますが、目次がないので大変申し訳ありませんが、6 (1) の一番下の活動指標をお示しした表で、一番上の行の右側、「実績値」とありますが、正しくは「見込値 (目標値)」でございますので訂正をお願いいたします。その次の 6 の (2) に関しても同様の訂正をお願いいたします。

訂正事項に関しては以上となります。それでは、計画の素案の説明に入らせていただきます。

【資料 1 第 1 章～第 4 章説明】

○**会長** ありがとうございます。ただいま事務局から第 1 章から第 4 章までについて説明がありましたが、何かご質問はありますか。

○**委員** 7 ページの人口構造で、令和 2 年度 4 月 1 日現在 52,563 人とあります。確か今回来た広報では、10 月 1 日現在で 50,556 人だったと思います。人口の減りが大きいと思うのですが、人口が減るということは、指導者、後継者など全体的に世話される方が減るという意味にも通じますので、この場で言っても仕方がないのですが、重大な問題だと思っております。それと 99 ページの障害者差別解消法ですけど、罰則規定がなかったと思います。現実として名前も内容も知らないという方が 65.4% です。私はまだこれより多いのが現実でないかなと思っております。私としては、ぜひ罰則を付けていただけたらということ、理解者が多く増えるような施策をお願いしたいと思っております。

○**会長** ありがとうございます。大きくは 2 つということで、7 ページの人口に関しては、時期を決めているので誤差は出ると思います。どちらかと言うと、障害者差別解消法の方に重きを置いて、事務局と話したほうがいいと思います。99 ページの障害者差別解消法について、罰則規定を設けたらどうかということ、もう 1 つは解消法自体知らない人が多いので、啓発に工夫をということですか。罰則になると大きいことなので、事務局から今の質問に対して、答えられることがありましたらお願いします。

○**事務局** 障害者差別解消法につきましてですが、あくまで法律ですので、市レベルで何かできる部分というのが正直言ってございません。機会があれば、国にそういった要望があったということをお伝えしようと思っております。

それと理解者が増えるような啓発とのご意見でございましたが、第 2 回の協議会の中でもお話しさせていただきましたように、アンケート等を見ておりますと、障がいに対する理

解が少ないとか、とにかく市民に対する啓発に今後かなり力を入れていかなければいけないということは重々感じております。

○委員 今年はまだ結果の発表が出ていないので、何とも言えないのですが、コロナ禍の環境でうつ病、統合失調症、知的障がいという方が、閉じこもっていることによって、悪化したり、新規に増加したりということを知っております。今は障がい者の認定基準がかなり厳しくなっているのが現状なので、病院の先生の評価、調査員の方の評価等十分審査していただいて、できるだけ手帳交付できるような配慮をしていただけたらと思っておりますが、どういう基準で認定されているのか、わかる範囲でお聞かせいただけたらと思っております。

○事務局 障がい者の認定に関しては、市で手帳の発行はいたしておりません。高松市は中核市になりますので、自市で発行しておりますが、坂出市に関しましては、手帳の申請を受け付けて、県に進達するという事になっておりますので、手帳に関して細かい部分はわかりませんが、私がかつて 20 数年前に担当しておりました身体障がい者制度からあまり制度的には変わっていないと思われまますので、あくまで医師の診断書に基づいて、判断されているものと考えております。

○委員 会議の中で、こういう意見があったということをつけ加えていただけたらと思っております。

○会長 年金に関しても手帳にしても、医師の診断書があって診断基準も決まっていますから、そういう制度とかサービスから漏れるような状況にある人について考えた時に、手帳申請の基準を少し配慮するというよりも、生活支援という考え方で、行政的な対応を考えた方が、より現実的でこの福祉計画を考える上で理にかなっているのではないかと思います。

○委員 私は主に発達障がいの子どもたちの面倒を、府中にある支援学校で約 29 年間お世話してきました。支援学校へ入った子は、小・中・高校を卒業する時に、担任の先生がその子にふさわしい手帳を申請して取ってくださいます。ところが支援学校へ行かずに生活してきた子については、療育手帳の取得にも時間がかかります。普通の学校に行かせておけば、何とかなるだろうと思って手帳をもらおうとせず、子どもにマイナスになることが多い。親亡き後を考えるなら、その子にできるだけプラスになるような方法を考えなければなりません。今、発達障がいは1つも入所する、利用する施設がない。今でも手帳が取れるのに、取らずにいる子もいると思っておりますが、最近手帳の取得が難しいです。その子1人になってでも生きる力を付けてやるためには、その子に有利な手帳を取得する必要があると感じております。

地域の人のお知恵も借りなければならぬし、お世話にならなければ、どこに行っているのかもわからない。地域の障がい者が地域で生活ができる、地域の人に救われる、地域とのつながりを持つということは非常に大事だということを感じております。

○**会長** ありがとうございます。障がいのある子どもさんを持たれた親御さんの永遠の課題、親亡き後と自立した生活ですね。地域で支えるということをお話されました。話は戻りますが、54ページの施策体系の4番、5番、6番、7番の充実具合だろうと僕は思っています。国の定めた制度とはまた別にして、こういう項目を入れてくれたらどうかなどの意見があれば、市は検討すると思います。

○**委員** 学校へ行っている間は、先生がしてくれたということですが、その後どのように支援していくかというのは、やはり坂出市の対応が必要だと思います。「総合相談窓口はどこに行っているの？ どういった支援をするの？」という、本当に大きなところで私もどうすればよいのかと考えています。

○**会長** 計画、指針ですので、各論でこういうふうにするということまでは、ここには書かないと思います。ですから相談窓口がどこかわからないので整備する必要があるということでもよろしいでしょうか。相談支援体制の整備という項目があったと思います。指針として決めたら、その後具体的にどうなるのですかとなるとと思います。

先ほど、地域で一人で暮らすということで、この子達が自立できる力を付けてほしいという話がありましたが、一方で考えておく必要があると思うのですが、本人はなりたくなかったわけではなく、動きたくなくて動いていないわけではないので、できないことは周りがするということがあります。本人ががんばる必要もありますが、周りががんばるということも忘れてはいけないと思います。それが啓発になってくるとと思います。

2つ目が差別解消法。100ページの今後の具体的取り組みでは、大人向けの施策が多いですが、学校教育も考えておかなければならないと思います。学校との連携ということも書いていますが、子どもたちに障がいに対する理解が育まれるような教育を入れるというのはどうでしょうか。2年後には、高校で保健体育の時間に精神病の授業が40年ぶりに復活します。高校生もうつがありますので、精神疾患の話も出てくるようです。小さい時から、障がいに関する教育は必要で、ふくし課の方から働きかけをするというのは、長い目で見た時には地域の理解者を増やすことにつながるのではないかと思います。

○**事務局** 確かに8（1）に関しまして、学校の中での啓発について考えが至っておりませんでした。障がい者の差別に関する事で載せるとすればこの計画になってくるので、教育委員会と相談してみます。ただ学校のカリキュラム自体が、我々が思っているよりも固まっております。私、ふくし課の前は、かいご課でおりまして、かいご課時代に、市内の校長先生、園長先生が集まる会に行つて、認知症サポーター養成講座を学校でしてくださいということをお2年ぐらゐ連続でお願いしに行つて、何校かの学校では取り入れていただけたのですが、1～2時間を学校のカリキュラムの中に加えていくというのも難しい部分があるようです。この計画の中に今回加えられるかどうかというのは、確約が難しいと思つておりますので、そこはご理解いただけたらと思つます。

○**事務局** 補足をさせていただきます。今、差別解消法のところで、教育委員会ともとい

う話がありましたが、前回の計画では、計画内のいろいろな項目で教育関係の取り組みというのがあったことから、今回は教育関係の内容をある程度集約いたしました。その中で、72ページの⑧、差別解消法と記載はないのですが、障がい者や障がいに対する理解を深める「心のバリアフリー」の理解の推進というところで、教育関係の取り組みの中に今回追加しております。この中に差別解消法の内容も含んで取り組むということかどうかは、教育委員会と協議をしていこうかと思っております。

○会長 ありがとうございます。わかりました。ぜひ小さい時から、こういう問題は別の世界の問題というふうに捉えることがないように、教育委員会と連携をお願いいたします。

今日の意見を踏まえて、ほぼ最終に近い形が出ると思います。皆さんが言ったことを反映した形での内容というふうに変ってくるものもあると思いますので、お気づきのところを忌憚なく述べてください。

○委員 101ページの虐待の防止についてです。他人の家の中の出来事、事件、傷害になった時に、近所の方はおかしいと思ったら通報してくださいますと言われるのですが、これだけ社会情勢が人と人との交わりを少なくするような時代に、虐待防止や予防に努められる人がいるかと言えば、少ないのではないかと思っております。虐待を受けた方の被害者が泣き寝入りをしてしまっているところが多々あると思います。そういう難しいところがあるので、市でできることも限界があると思うし、私達委員でできることも限界があります。警察へ行ったらいいと第三者の方が言われますけど、警察に行った場合は、事件になったら申し出てくださいます。予防、防止が新規で取り上げていますが、ふくし課はどこまで各団体と協力して、予防、防止ができるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○事務局 市町村の義務といたしまして、障がい者の虐待があった場合、ふくし課の中に障がい者虐待防止センターを設置しておりますので、我々が何もしないということはまずございません。通報がありましたら、必ず調査はしております。明らかに虐待であると認定しましたら、虐待者にも、これは虐待ですからということで通知いたしまして、こういうことを今後しないでくださいというようなことは、お願いの範囲は越えられないのですが、そこまでの対応はいたしております。101ページの真ん中の表が、市で対応した件数ということで載っているとご理解いただけたらと思います。

○委員 ありがとうございます。病院の関係の方、地域の方、私達委員の者とも、みんなで一致団結して、協力して、予防、防止を行っていただきたいと思っております。

○委員 65ページの「(2) 保健・医療・介護・福祉の連携」の今後の具体的取り組みの②で「在宅医療介護連携支援センターを医師会に設置」とありますが、既にもうできておりますので、利用とか活用とかいう言葉を入れていただきたい。

それともう1点、94ページの「(5) 救急・交通安全対策の推進」の今後の具体的取り組みの②で「救急医療情報キットを配布」となっていますが、実はあまり活用されていない

というのが現状のようです。それで坂出市医師会が、ブルーカードという、これまた別のシステムですけれども作っておりますので、そのことを一言入れていただきたいと思います。

○事務局 ブルーカードについてご教授いただけたらと思います。それと、先ほどの 65 ページの在宅医療介護連携支援センターにつきましても、確かにおっしゃられているとおり、既にもう設置されて運用されておりますので、この表現は正しくありませんでした。申し訳ありませんでした。

○委員 坂出市の医師会にお願いしたい。知的障がいの子どもは、歯医者をもものすごく嫌います。言葉がわからない子なので、病院へ行っても迷惑をおかけするけど、機嫌を取って診てくださったらありがたいということを親御さんがおっしゃっていました。

○委員 完全に把握しているわけではないですが、事前に相談いただければ、坂出市内で、程度にもよると思いますが、対応可能な医院を何軒かリストアップできると思います。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。今日は福祉計画のお話なので、そちらに集中してください。ただ事務局のほうには、このような問題があるということで、意見を反映した形でお願いしますということによろしいでしょうか。

○委員 先ほどおっしゃっていた障がい者の虐待対応を、坂出市の窓口、障がい者虐待防止センターが対応してくださっているということで、本当に心強いと思います。命を守るという観点から、いろんな生活問題、個別支援が必要になってくるのですが、継続しているのでしょうか。

それと、障がい者虐待防止センターの周知について、電話番号がわかりやすいとか、何か工夫されているのでしょうか。

それともう 1 点は、権利擁護の推進ということで、いろんな虐待があるのですが、金銭虐待もあると思います。そういう点からも、成年後見制度の支援体制づくりについても、対応が必要と思いました。

○会長 ありがとうございます。もう 1 度、皆さんに確認しておきたいのですが、これは市の今後の計画を練るという場ですので、福祉計画ということで、大きな方針の部分でご意見をお願いいたします。時間の限りもありますので、引き続き、第 5 章、第 6 章について、説明をお願いします。

【資料 1 第 5 章・第 6 章説明】

○会長 ありがとうございます。第 5 章から第 6 章までの報告で、意見等がある方はお願いいたします。

○委員 施設から地域に戻すということですが、内科とか外科とか、治る病気だったら可能とも思いますが、現状維持もしくは年を重ねるごとに悪化する人が多い中で、施設から地域へ戻す、施設の就労から一般の就労へ戻すというのは、理想的には思えるんですけど、

実際そういうことが現実に行っているのか。どちらかと言えば、反対に地域から施設に行く人数の方が多くなるのが普通と思うのですが。現実的に今までに何人そういう結果が出ているのかお聞かせいただけたらと思います。

○事務局 施設入所者から地域生活への移行で、平成 29 年度は 3 人実績があります。内訳としては、福祉ホームの方と、在宅に戻った方がいます。令和元年度にも 1 名在宅に戻った方がいます。やはり地域での受け入れを積極的にしていかないと、今の体制で家庭に戻して受け入れというのは、先ほどお話が出たように難しいところもあると思います。今後、障がいのある方も地域と一緒に生活していく視点を大事にして、家庭で生活ができるように、居宅のサービスとか、日中のサービスなどを入れながら、みんなで助け合って、地域で生活をしていけるような支援をしていきたいと思っています。

あと福祉施設からの一般就労についてですが、こちらの実績は平成 29 年度 5 名、平成 30 年度 1 名、令和元年度 8 名と、ある程度実績があります。就労 B 型作業所から継続して働く力を付けて、支援していただいて、一般就労につながっている実績がありますので、今後も目標を持って支援して、一般就労へつなげていきたいと思っています。

○委員 家庭内でどうしても問題があるけど、世間にはあまり知らせたくないんだというような現実的な問題もあるので、福祉ホームなど受け入れてくれるところを整備する必要があると思います。8050 問題というのが、これから出てくると思うんですが、親御さんが亡くなった後、果たして 50 歳の子どもさんが一人で自立できるかという問題も、真剣に考えなければいけないと思っています。

○委員 B 型から一般就労へ来た時に、職場の人が普通の子に言うように言っても、なかなか飲み込めないで、一緒に協力してくれる人がいたら、使えるとわかってもらえるということがありました。そういう子が自立すれば、ちょっと肩の荷が降りるし、手は掛かるけど、やはり地域の人との協力があつたら、自立ができるということを体験しました。

○委員 サービスの数値目標が出ていますが、サービスだけですべて賄えるというのは、やはり難しい。障がい分野だけでなく、高齢分野も、地域での生活を維持・継続していこうという方向で進んでいます。そうなった時にどうしても必要なのが、受け皿となる地域が、どれだけの柔軟性を持って受け止めてもらえるかというところかなと思っています。この計画の中でも、保健・医療・介護・福祉の連携という、専門職の連携の部分と、そこと地域がどう結びつくかということが大事と思っています。自立支援協議会の地域包括ケア部会というところで、一緒にお話させていただいているんですけども、専門職の人も地域のことを知らなければならないし、地域と専門職というのが、関係を作っていかなければならないという部分で、今少しずつやっている状況です。どれか 1 つを進めれば良いというわけではなく、全体が総合的に進んでいくことが必要と思っています。

120～121 ページで、自助、互助、公助という表現で入れていただいているんですが、互助の部分、社会福祉事業者の役割というところで、サービスの提供というのが互助に含ま

れているんですけれども、こういった部分というのは、地域の役割ではあるけれども、互助ではない感じがします。公助という部分、行政の役割も、最終的な生活保障という意味合いも含まれてきますので、公助というところになると、内容的には少し手前になりすぎているのかなという気もします。あくまでもそれぞれの役割という表現だけでとどめたほうがいいのかというふうにも感じます。

先ほどもあったように、総合相談の窓口につながっても、手帳を取れなかったらサービスを受けられない。サービスに依存するんじゃなくて、それに代わる生活支援サービスというので対応するのが必要ではないかと会長もおっしゃられていました。しかし受け皿となっているインフォーマルなサービスが、今現実的には弱い。地域に働きかけていくとか、地域の中で新しくサービスを検討していくという、インフォーマルな部分も考えていかないといけないと思います。

障がいの計画ではありますが、地域福祉計画に関連するような項目が、もう少し強めに出てもいいのかなと感じております。

○会長 ありがとうございます。計画の推進というところに焦点を当てて話をしたというふうに理解してよろしいですね。

他にいかがですか。僕は香川に来て 16 年目になります。善通寺の若者が大学 4 年生でして、全身性の麻痺でした。生まれて 1 歳の時に病気になって、ずっと寝たきりで、車椅子もベニヤ板に乗せてから、体を伸ばしたまま乗っていました。言葉もありませんでした。彼は卒論を書きました。彼は善通寺で一人暮らしをしたいと言っていました。

香川に来る前は、広島で国立病院で、25 年ほど精神保健福祉士で、精神障がいのある人の病院からの退院ということで援助しました。350 人の病院で、30 人ほど退院して生活してもらっていました。

福祉という枠の中で行政ですから、枠は決まっています。できること、できないこと、予算もあるからなんですけれども、皆さんは行政の枠を考えて話さなくてもいいのではないかと僕は思うんです。当事者の人は、福祉ホームに入りたいのだろうか。僕も健常者ですけれども、どこに立って話しているのかなと思いました。

精神病院では 20 年ぐらい入院していた人もいます。そういう人たちは退院してもらいましたが、その多くが再入院していたんです。どうしたのか聞くと、疲れた、くたびれたということでした。長く入院していて、長く障がいを持っていて、一人でできることが限られていて、誰かのサポートがないと自分でしないといけないのがしんどいから、再入院したと言っていました。しんどくなかったら、入院しなかったんじゃないか。

なぜ皆さんは福祉計画を考える時に、枠の中で考えるんですか。行政の方が考えるのは仕方ないです。坂出市の行政の方は真摯だなど思うことはよくあります。でも、あなたたちはどこに立っているのか聞きたい。彼らが疲れなかったら、僕たちと同じようにできたら、不足ないサービスを受けられたら、地域で生活できるんです。当たり前のことを当た

り前にしてよというのが、僕たちの役目です。それを受けてどこまでできるかはこちらの決めることです。

会長らしからぬ発言をしまして、すみません。僕はもう以上ですけど、他にありますか。ないようでしたら、議題2「その他」ということで、事務局からお願いします。

○事務局 次回の第4回協議会ですけれども、11月19日（木）を予定しております。なお、今後のスケジュールといたしましては、次回までに、本日いただきましたご意見、庁内の関係各課との協議、調整を経まして、素案の次の段階である、計画案を作成いたします。そして、次回を計画の検討を行う最後の協議会といたしまして、1月にパブリックコメントの実施を考えています。よろしくお願いたします。

○会長 では、今日の議題はすべて終えたということで、事務局に返したいんですけど、かまいませんでしょうか。皆さん、ありがとうございます。

○事務局 富島会長、どうもありがとうございます。皆様も大変ありがとうございました。本日、種々意見をいただきました。本日、お示しした素案といただいたご意見、次の第4回が一応最終の予定ではございますので、本日いただいた意見、反映できる部分と反映できない部分があるとは思いますが。今から、またこちらのほうで、できるだけ反映できるように検討してまいりたいと思っておりますので、次回の協議会もまたよろしくお願いたします。

また、次回の協議会までに、本日言えなかったご意見等ございましたら、事務局でございます、ふくし課障がい福祉係までご連絡いただいてもかまいませんので、積極的によりよろしくお願いたします。

それでは、本日は長時間にわたり、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。次回も何卒どうぞよろしくお願いたします。